

金融アセスメント法の制定等に関する意見書

上記の議案を提出する。

平成14年12月4日

提出者

14番 田中節男

7番 小林清章

8番 河原しゅう

27番 寺山光一郎

28番 桜井和実

30番 水野学

武蔵野市議会議長 井口良美 殿

金融アセスメント法の制定等に関する意見書

現在、進められている不良債権の最終処理によって、連鎖倒産や失業者の激増などが予想され、地域経済や地域中小企業への深刻な影響が危惧されます。また、金融機関の破綻や統廃合による影響も大きなものがあります。こうした一連の金融上の問題によって、健全な地域の中小企業が倒産に追い込まれることがないように緊急対策を講じることが重要になっています。

これらの金融問題を根本的に解決するためには、地域と中小企業への円滑な資金供給に努力する金融機関を正当に評価する金融アセスメント法の制定が求められます。この法律は、①地域と中小企業への円滑な資金供給を図ること、②貸す側と借りる側との公正な取引関係をつくること、③地域と中小企業を支える健全な金融機関を育てることを目的とするものです。

以上のことから、武蔵野市議会は貴職に対して、当面する中小企業の困難を解消するため、下記事項について、強く要望いたします。

記

1. 不良債権の最終処理に当たっては、中小企業と地域経済への影響を最小限とする方策を講ずること。
2. ペイオフの決済性預金の解禁は、地域金融機関の預金をさらに流出させ、中小企業への資金パイプを狭めることが懸念されるので、中小企業金融の円滑化に十分配慮した対策を講ずること。
3. 金融庁は、地域と中小企業の実態に合った別の基準をもとに「金融検査マニュアル」を作成し、中小企業に適用すること。
4. 金融アセスメント法を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成14年12月5日

武蔵野市議会議長 井口良美

内閣総理大臣
経済産業大臣
経済財政政策・
金融担当大臣

あて